

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

正 誤

平成23年6月30日付け号外別冊「長野県の財政状況及び長野県公営企業の業務状況」中

ページ 行 (箇所)

誤

30 表中

長野県医療施設耐震化臨時特例基金	2,903,770	—	—	—	—	2,903,770
------------------	-----------	---	---	---	---	-----------

正

長野県医療施設耐震化臨時特例基金	2,933,070	—	—	—	—	2,933,070
------------------	-----------	---	---	---	---	-----------

ページ 行 (箇所)

誤

31 表中

合 計	188,080,939	23,541,822	—	48,970	—	211,671,731
-----	-------------	------------	---	--------	---	-------------

正

合 計	188,110,239	23,541,822	—	48,970	—	211,701,031
-----	-------------	------------	---	--------	---	-------------

財政課